（記載上の注意）

1　「当期取扱高」欄は、法第10条第21項に規定する者による利用を除いた額を記載すること。

2　「当期会員利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者の利用高の額を、「当期会員以外利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者の利用高の額を、それぞれ記載すること。

3　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

別紙様式第九号⑴目次中「第11　監査報告」を「第11　自己資本の基準の状況
第12　員外利用の状況
第13　監査報告」に改める。

別紙様式第九号⑴第十一を同様式第十三とし、同様式第十の次に次のように加える。

第11　自己資本の基準の状況　（単位：百万円、％）

項　目	金額又は比率
自己資本の額　①	
有形固定資産（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産を除く。）　②	
設備借入金その他の借入金の額　③	
リース債務の額　④	
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額　⑤	
規制対象固定資産の額　⑥（②－③－④－⑤）	
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）　⑦	
うち農業協同組合連合会への払込済出資金　⑧ うち農林中央金庫への払込済出資金　⑨ うち農業信用基金協会への払込済出資金　⑩	
規制対象外部出資の額　⑪（⑦－⑧－⑨－⑩）	
自己資本不足額　⑫（⑥＋⑪－①）	
比率　⑬（①／（⑥＋⑪）×100）	

（記載上の注意）

1　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。

2　「自己資本の額」欄は、第201条第１項に規定する自己資本の額を記載すること。

3　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第12　員外利用の状況　（単位：百万円、％）

	当期受入共済掛金	当期会員からの受入共済掛金(A)	当期会員以外からの受入共済掛金(B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
共済事業				

（記載上の注意）

1　「当期会員からの受入共済掛金」欄は連合会を直接又は間接に構成する者（法第10条第22項の規定によりこれらの者とみなされる者を含む。以下この様式において同じ。）からの受入共済掛金の額を、「当期会員以外からの受入共済掛金」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者からの受入共済掛金の額を、それぞれ記載すること。

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

別紙様式第十号⑴目次中「第10　監査報告」を「第10　自己資本の基準の状況
1　医療事業
2　老人福祉事業
第11　員外利用の状況
第12　監査報告」に改める。

別紙様式第十号⑴第十を同様式第十一とし、同様式第九の次に次のように加える。

第10　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　目	金額又は比率
自己資本の額　①	
有形固定資産（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産を除く。）　②	
設備借入金その他の借入金の額　③	
リース債務の額　④	
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額　⑤	
規制対象固定資産の額　⑥（②－③－④－⑤）	
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）　⑦	
うち農業協同組合連合会への払込済出資金　⑧ うち農林中央金庫への払込済出資金　⑨ うち農業信用基金協会への払込済出資金　⑩	
規制対象外部出資の額　⑪（⑦－⑧－⑨－⑩）	
自己資本不足額　⑫（⑥＋⑪－①）	
比率　⑬（①／（⑥＋⑪）×100）	

（記載上の注意）

1　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。

2　「自己資本の額」欄は、第201条第１項に規定する自己資本の額を記載すること。

3　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第11　員外利用の状況

1　医療事業　（単位：千円、％）

	当期利用高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
医療事業				